

第 8 8 回 淡路市議会定例会提出議案の概要説明書

1 条例制定 7件
 (1) 改正条例 6件

議案等番号	件 名	所 管 課
議案第 7 1 号	<p>○ 淡路市国民健康保険税条例（平成 1 7 年淡路市条例第 1 4 5 号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>平成 3 0 年度税制改正において、給与所得控除及び公的年金等控除をそれぞれ 1 0 万円引き下げる一方、基礎控除を 1 0 万円引き上げる見直しが示されたことから、これに伴う影響や不利益が生じないように、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 2 6 4 号）が令和 2 年 9 月 4 日に公布され、国民健康保険税に係る改正部分については、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることから、国民健康保険税の減額及び公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、所要の措置を講じる。</p> <p>(1) 国民健康保険税の減額について基準とする総所得金額及び山林所得金額の合算額を 3 3 万円から 4 3 万円に拡充するとともに、当該世帯に給与所得者等が 2 人以上いる場合については、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算する規定を加える。</p> <p>(2) 公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例を受ける場合の第 2 8 条の規定の適用に関する読替規定を整備する。</p> <p>※ 施行期日等 令和 3 年 1 月 1 日から施行し、国民健康保険税の適用に関し、必要な経過措置を設ける。</p>	税 務 課
議案第 7 2 号	<p>○ 淡路市淡路ワールドパーク ONOKORO の設置及び管理に関する条例（平成 2 4 年淡路市条例第 4 号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>指定管理者から新型コロナウイルス感染症の影響下にあって、安全かつ安定的な施設運営を考え、これまで培った入園者数の傾向等を分析して、適切な休園日の設定及び入園料対象年齢の引下げを行いたい旨の申出があり、市としても指定管理者の主体的な取組を支援するため、所要の措置を講じる。</p> <p>(1) 休園日を火曜日から水曜日に変更する。</p> <p>(2) 入園料が必要となる者の年齢を「4 歳以上」から「3 歳以上」に引き下げる。</p> <p>※ 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日</p>	商 工 観 光 課

<p>議案第73号</p>	<p>○ 淡路市立図書館設置条例（平成17年淡路市条例第230号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>新たに整備する図書館を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく公の施設として、広く市民の利用に供するため、その位置を変更するとともに、管理に関する規定を新たに設ける。</p> <p>(1) 新図書館の名称は、引き続き「淡路市立津名図書館」とし、その位置を「淡路市志筑新島5番地4」とする。</p> <p>(2) 新図書館の施設を広く市民の利用に供するに当たり、利用時間、申請、許可、使用料等の必要な手続に関する規定を新たに設ける。</p> <p>(3) 原状回復及び損害賠償の義務に関する規定を新たに設ける。</p> <p>(4) 淡路市立津名図書館の施設の使用料を次のように定める。</p> <table border="1" data-bbox="459 815 1193 981"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房設備使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スタジオ1</td> <td>1時間</td> <td>310円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>スタジオ2</td> <td>〃</td> <td>310円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>交流エントランス</td> <td>〃</td> <td>310円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 施行期日 令和3年3月28日</p>	区分	単位	使用料	冷暖房設備使用料	スタジオ1	1時間	310円	100円	スタジオ2	〃	310円	100円	交流エントランス	〃	310円	—	<p>社会教育課</p>
区分	単位	使用料	冷暖房設備使用料															
スタジオ1	1時間	310円	100円															
スタジオ2	〃	310円	100円															
交流エントランス	〃	310円	—															
<p>議案第74号</p>	<p>○ 淡路市立学童保育施設の設置及び管理に関する条例（平成28年淡路市条例第3号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>一宮小学校の空き教室を学童保育施設に改修し、令和3年2月から供用を開始するに当たり、当該施設を地方自治法第244条の2の規定に基づく公の施設として、学童保育一宮の位置を現在の一宮老人福祉センターから変更する。</p> <p>※ 施行期日 令和3年2月1日</p>	<p>社会教育課</p>																
<p>議案第75号</p>	<p>○ 淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第250号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>民間事業者の持つ知識と活力により、旧生田小学校及び旧佐野小学校の校舎、グラウンド及び体育館を一体的に利活用することで、これらの施設が持つ可能性を最大限に引き出し、地域活性化拠点として、企業誘致や地元利用を推進するため、生田体育センター及び佐野体育センターを廃止する。</p> <p>※ 施行期日等 令和3年1月1日から施行し、使用料に関し、必要な経過措置を設ける。</p>	<p>スポーツ推進課</p>																

○ 淡路市職員の給与に関する条例（平成17年淡路市条例第49号）等の一部を改正する条例制定の件

令和2年人事院勧告において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による民間給与の支給状況等を踏まえ、国家公務員の給与のうちボーナスについて、平成22年度以来10年ぶりとなる支給率の引下げをすることが勧告されたことから、その勧告に基づく国家公務員の給与に準拠して所要の措置を講じる。

- 1 第1条及び第2条の規定による改正により、12月期の期末手当の支給率を「0.05」引き下げる（公布の日から施行）。
- 2 第3条の規定による改正により、会計年度任用職員の令和2年12月期の期末手当の支給率を据え置く特例措置を講じる（公布の日から施行）。

区分	【改正前】				【改正後①】(令和2年12月1日から)			
支給率	年間支給率 4.500				年間支給率 4.450(▲0.050)			
	6月期		12月期		6月期		12月期	
	2.250		2.250		2.250		2.200(▲0.050)	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
特別職	2.250	—	2.250	—	2.250	—	2.200	—
一般職	1.300	0.950	1.300	0.950	1.300	0.950	1.250	0.950
支給率	年間支給率 2.600				年間支給率 2.600			
	6月期		12月期		6月期		12月期	
	1.300		1.300		1.300		1.300	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
会計年度職	1.300	—	1.300	—	1.300	—	1.300	—

- 3 第4条及び第5条の規定による改正により、上記1で引き下げた期末手当の支給率を6月期と12月期が均等になるよう措置を講じる（令和3年4月1日施行）。

区分	【改正後①】(令和2年12月1日から)				【改正後②】(令和3年4月1日から)			
支給率	年間支給率 4.450				年間支給率 4.450			
	6月期		12月期		6月期		12月期	
	2.250		2.200		2.225		2.225	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
特別職	2.250	—	2.200	—	2.225	—	2.225	—
一般職	1.300	0.950	1.250	0.950	1.275	0.950	1.275	0.950

- 4 第2条及び第5条の規定による改正により、特別職の期末手当の支給率を在職期間の区分に応じて引き下げる。

改正する条例

- (1) 淡路市職員の給与に関する条例（平成17年淡路市条例第49号）
- (2) 淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年淡路市条例第46号）
- (3) 淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年淡路市条例第7号）

※ 施行期日 公布の日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(2) 廃止条例 1件

議案等番号	件名	所管課
議案第76号	<p>○ 淡路市北淡自然休養村センターの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第158号)等を廃止する条例制定の件</p> <p>主要施設である北淡自然休養村センター及び北淡体験農業実習館の整備から44年が経過し、老朽化が進む中、年間利用者も減少傾向にあり、市が大規模な改修を実施しても現行の用途の制限下において、現代のニーズに対応した施設の利活用が困難であることから、これらの施設については、公共施設としての一定の役割を終えたものと考え、今後は、現代のニーズを踏まえた資産活用のアイデアやノウハウを有する民間事業者にこれらの施設を譲渡することで、既存の公共施設としての位置付けでは対応しきれなかった新しい機能を備えた交流人口の増加、雇用の創出、地元との交流等、地域活性化に資する利活用方法を模索するため、関係する条例を廃止する。</p> <p>廃止する条例</p> <p>(1) 淡路市北淡自然休養村センターの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第158号)【商工観光課】</p> <p>(2) 淡路市北淡運動広場施設の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第160号)【商工観光課】</p> <p>(3) 淡路市北淡体験農業実習館の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第161号)【商工観光課】</p> <p>(4) 淡路市北淡観光農林漁業経営管理施設の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第162号)【商工観光課】</p> <p>(5) 淡路市立北淡天体観測施設の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第254号)【社会教育課】</p> <p>※ 施行期日等 令和3年4月1日からとし、廃止前の条例による処分、手続その他の行為に関し、必要な経過措置を設ける。</p>	商工観光課 社会教育課

2 事件決議 19件

議案等番号	件名	所管課
議案第77号	<p>○ 新市まちづくり計画の変更の件</p> <p>相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、東日本大震災市町村における人口動態の変化等から合併市町村の市町村建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が生じている状況を踏まえ、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第19号)が平成30年4月25日に公布、施行され、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。)第11条の2第1項に定める合併特例事業債の発行可能な期間が、東日</p>	まちづくり 政策課

	<p>本大震災の被災市町村にあつては合併が行われた年度及びそれに続く25年間に、その他の市町村にあつては合併が行われた年度及びそれに続く20年間に延長されている。</p> <p>旧合併特例法第5条の規定により、津名郡5町合併協議会が策定した本市の新市まちづくり計画の計画期間が令和2年度で終了することから、引き続き、令和7年度まで、合併後の一体性の確立及び地域全体の均衡ある発展を図る事業に合併特例事業債を活用するため、当該計画の計画期間の延長等の変更を行うに当たり、旧合併特例法第5条第7項の規定により、議決を求める。</p> <p>※ 変更後の計画期間 平成17年度から令和7年度まで</p>	
議案第78号	<p>○ 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更の件</p> <p><small>いちかわちょうほかさんかしちょう</small> 「市川町外三ヶ市町共有財産事務組合」が令和3年4月1日から兵庫県市町村職員退職手当組合（以下「退職手当組合」という。）に加入すること、及び退職手当組合の構成団体のうち「北播磨清掃事務組合」が西脇多可行政事務組合との事務統合により、令和3年3月31日をもって解散し、同年4月1日から脱退することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、退職手当組合理約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の変更について協議があったことから、同法第290条の規定により、当該協議について議決を求める。</p> <p>※ この規約の施行期日 令和3年4月1日</p>	総務課
議案第79号	<p>○ 淡路市新火葬場造成工事請負変更契約締結の件</p> <p>補強土壁に係る基礎を設置するため、掘削し、基礎地盤の状況を確認したところ、予定していた強度が確保できないことから、追加で地質調査を行い、その結果に基づき、敷地造成工において安定処理工を追加する。</p> <p>また、擁壁工において、補強土壁に使用する部材等を変更するほか、補強土壁と接する市道部分に雨水排水設備工を追加する。</p> <p>1 契約額（当初） 164,934,000円 （変更額） 45,556,500円</p> <p>2 契約金総額 210,490,500円</p> <p>3 契約相手方 株式会社八嶋組 代表取締役 八嶋 秀和</p> <p>4 変更概要</p> <p>(1) 敷地造成工 安定処理工 1.0式（追加）</p> <p>(2) 擁壁工 補強土壁工 部材等変更 1.0式（変更）</p> <p>(3) 雨水排水設備工 側溝工 U型側溝 131m（追加）</p> <p>(4) 技術管理費 地質ボーリング 3箇所（追加）</p>	生活環境課

議案第80号	<p>○ 淡路市の区域内に新たに生じた土地の確認の件</p> <p>育波地区において漁港整備事業の一環として、岸壁用地、荷捌所敷、道路敷、野積場用地等を確保することを目的に、兵庫県が公有水面埋立工事を実施し、昭和45年4月に竣功認可を受けた市の区域内に新たに生じた土地について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、確認するため、議決を求める。</p> <p>※ 効力発生日 市長の告示の日</p>	農林水産課
議案第81号	<p>○ 字の区域の変更の件</p> <p>議案第80号の「淡路市の区域内に新たに生じた土地の確認の件」に関連するもので、兵庫県が実施した育波漁港内の公有水面埋立工事により、市の区域内に新たに土地が生じたので、その土地に係る字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議決を求める。</p> <p>※ 効力発生日 市長の告示の日</p>	農林水産課
議案第82号	<p>○ 市道路線の認定及び変更の件</p> <p>新火葬場への進入路としてだけでなく、利便性の向上、地域経済の活性化などの環境整備として、新たに道路整備を行う区域を確定し、市道として認定するとともに、これによる道路網の再編成により既設市道の起点を変更するため、議決を求める。</p> <p>(1) 認定路線 市道^{いくほつな}生穂津名の郷線</p> <p>(2) 変更路線 市道^{あずま}東線</p>	都市総務課
議案第83号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成21年淡路市条例第50号「集会所等「尾崎会館」、「郡家会館」、「糸谷集会所」）」</p> <p>1 尾崎会館 淡路市尾崎1624番地2</p> <p>(1) 指定管理者 尾崎地区町内会 代表者 会長 栗田 和子</p> <p>(2) 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日</p> <p>(3) 選定方法 非公募</p> <p>2 郡家会館 淡路市郡家117番地1</p> <p>(1) 指定管理者 郡家地区町内会 代表者 会長 伊藤 友裕</p> <p>(2) 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日</p> <p>(3) 選定方法 非公募</p> <p>3 糸谷集会所 淡路市多賀2442番地4</p> <p>(1) 指定管理者 糸谷町内会 代表者 会長 五十嵐 次郎吉</p> <p>(2) 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日</p> <p>(3) 選定方法 非公募</p>	一宮事務所 市民窓口課

議案第 8 4 号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第114号「老人福祉センター「久留麻老人福祉センター」、 「柳沢老人福祉センター」）」</p> <p>1 久留麻老人福祉センター 淡路市久留麻1894番地1 (1) 指定管理者 社会福祉法人淡路市社会福祉協議会 会長 小南 廣之 (2) 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 (3) 選定方法 非公募</p> <p>2 柳沢老人福祉センター 淡路市柳澤甲16番地4 (1) 指定管理者 柳澤地区町内会 代表 田山 幸治 (2) 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 (3) 選定方法 非公募</p>	長寿介護課
議案第 8 5 号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第121号「北淡総合福祉センター」）」</p> <p>1 施設名等 北淡総合福祉センター 淡路市浅野南2番地40 2 指定管理者 社会福祉法人淡路市社会福祉協議会 会長 小南 廣之 3 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 4 選定方法 非公募</p>	長寿介護課
議案第 8 6 号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成21年淡路市条例第21号「高齢者生活福祉センター」）」</p> <p>1 施設名等 高齢者生活福祉センター 淡路市北山712番地 2 指定管理者 社会福祉法人淡路市社会福祉協議会 会長 小南 廣之 3 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 4 選定方法 非公募</p>	長寿介護課
議案第 8 7 号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成28年淡路市条例第4号「室津ふれあいセンター」）」</p> <p>1 施設名等 室津ふれあいセンター 淡路市室津128番地 2 指定管理者 室津地区社会福祉協議会 会長 岡野 雅年 3 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 4 選定方法 非公募</p>	長寿介護課
議案第 8 8 号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第165号「婦人の家」）」</p> <p>1 施設名等 淡路市婦人の家 淡路市大磯10番地 2 指定管理者 大磯町内会 会長 谷口 令一 3 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日 4 選定方法 非公募</p>	東浦事務所 市民窓口課

議案第89号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第167号「東浦農林漁家高齢者センター」）</p> <p>1 施設名等 東浦農林漁家高齢者センター 淡路市浦623番地 2 指定管理者 東浦手づくり加工グループ 昆陽^{こんよう} 隆子 3 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日 4 選定方法 公募</p>	農林水産課
議案第90号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第177号「一宮高山農業研修所」）</p> <p>1 施設名等 一宮高山農業研修所 淡路市高山乙198番地7 2 指定管理者 高山町内会 会長 高坪 仁 3 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日 4 選定方法 非公募</p>	一宮事務所 市民窓口課
議案第91号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第205号「仮屋漁港駐車場」）</p> <p>1 施設名等 仮屋漁港駐車場 淡路市仮屋漁港内 2 指定管理者 仮屋漁業協同組合 代表理事組合長 岡田 光司 3 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日 4 選定方法 非公募</p>	農林水産課
議案第92号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第27号「北淡震災記念公園「野島断層保存館」、「セミナーハウス」、「震災体験館」、「公園緑地広場等」）</p> <p>1 施設名等 北淡震災記念公園「野島断層保存館」、「セミナーハウス」、「震災体験館」、「公園緑地広場等」 淡路市小倉177番地 2 指定管理者 株式会社ほくだん 代表取締役 米山 正幸 3 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日 4 選定方法 非公募</p>	商工観光課
議案第93号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第101号「岩屋温浴施設」）</p> <p>1 施設名等 岩屋温浴施設 淡路市岩屋3570番地77 2 指定管理者 株式会社キャトルセゾン松帆 代表取締役 岸本 保 3 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日 4 選定方法 非公募</p>	商工観光課
議案第94号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成29年淡路市条例第14号「香りの公園」）</p> <p>1 施設名等 香りの公園 淡路市多賀530番地1 2 指定管理者 株式会社淡路島パルシェ 代表取締役 石井 廣志 3 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日 4 選定方法 非公募</p>	商工観光課

議案第95号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第290号「文化ホール「しづかホール」、「サンシャインホール」）」</p> <p>1 施設名等 (1) しづかホール 淡路市志筑新島5番地4 (2) サンシャインホール 淡路市浦148番地1</p> <p>2 指定管理者 神戸国際ステージサービス株式会社 代表取締役 遠藤 卓男</p> <p>3 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>4 選定方法 公募</p>	社会教育課
--------	--	-------

3 予 算 4件
(1) 補正予算 4件

議案等番号	件 名	所管課
議案第96号	<p>○ 令和2年度淡路市一般会計補正予算（第7号）</p> <p>補正額 6億2,260万円余 補正後の予算額 368億3,300万円余 繰越明許費 追加6件 債務負担行為 追加3件 地方債補正 変更3件</p>	財政課
議案第97号	<p>○ 令和2年度淡路市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）</p> <p>(直営診療施設勘定) 補正額 800万円余 補正後の予算額 1億5,660万円余</p>	福祉総務課
議案第98号	<p>○ 令和2年度淡路市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）</p> <p>補正額 590万円余 補正後の予算額 8億490万円余</p>	福祉総務課
議案第99号	<p>○ 令和2年度淡路市介護保険特別会計補正予算（第4号）</p> <p>(保険事業勘定) 補正額 860万円余 補正後の予算額 55億2,920万円余</p> <p>(サービス事業勘定) 補正額 90万円余 補正後の予算額 1億1,200万円余</p>	長寿介護課

4 諮 問 1件

議案等番号	件 名	所管課
諮問第 5号	○ 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 こほりよしかず 小堀禎員委員の任期（平成30年4月1日から令和3年3月31日まで）満了による後任委員候補者の推薦 ※ 後任委員の任期は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間	市民人権課

5 報 告 1件

議案等番号	件 名	所管課
報告第 17号	○ 専決処分した事件の報告について（自動車損傷事故）	都市総務課